

### 1 指定管理者に行わせる施設の概要

施設名 薩摩川内市入来勤労者技術研修館

(1) 設置条例	薩摩川内市入来勤労者技術研修館条例
(2) 設置目的	勤労者の教育及び研修並びに各種会合等の用に供するために設置
(3) 施設の事業内容	施設の利用提供
(4) 現在の管理形態	直営

### 2 指定管理者に行わせる業務

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の運営に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、市が必要と認める業務
- (4) 自主事業

### 3 指定管理候補者の概要

(1) 名称	薩摩川内市商工会
(2) 所在地	薩摩川内市入来町副田 5 9 5 0 番地 2 7
(3) 代表者名	会長 今藤 尚一
(4) 設立年月日	平成 1 9 年 4 月 2 日
(5) 職員数	1 9 名
(6) 事業概要	<p>ア 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。</p> <p>イ 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>ウ 商工業に関する調査研究を行うこと。</p> <p>エ 商工業に関する講習会、又は講演会を開催をすること。</p> <p>オ 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。</p> <p>カ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。</p> <p>キ 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。</p> <p>ク 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。</p> <p>ケ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。</p> <p>コ 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。</p> <p>サ 鹿児島県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。</p> <p>シ 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。</p>

	<p>ス 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。</p> <p>セ 輸出品の原産地証明を行うこと。</p> <p>ソ 前払式証票の発行業務を行うこと。</p> <p>タ 外国人研修生の受入に関する事業を行うこと。</p> <p>チ 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。</p> <p>ツ 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。</p>
--	--

#### 4 当該指定管理候補者が示した事業計画の概要

(1) 基本方針	<p>勤労者の教育及び研修並びに各種会合等の用に供することを目的とし、薩摩川内市入来勤労者技術研修館条例及び同条例施行規則等の規定に従い、安全・安心・快適な環境を保ち、効率的かつ効果的な維持管理に努める。</p> <p>また、主に地域住民が多く利用されている施設であるが、利用者に対しては公平・公正を保ち、利用者の意見要望等を管理運営に反映できるように努める。</p>
(2) 管理計画	<p>ア 電気・機械等保全業務、清掃、浄化槽管理、消防用設備点検及び施設維持管理業務を計画的に実施。</p> <p>イ 緊急時（防犯・防災）は、緊急連絡網により迅速に対応。</p>
(3) 運営計画	<p>ア 使用者のニーズに応えられるよう、使用者からの意見や提案があった場合は、積極的に拝聴する。また、苦情等の処理については、苦情内容を十分に理解・把握し、トラブル等へ発展しないように、未然の対応策を図る。</p> <p>使用者の安全対策として、危険箇所等の早期発見に努め、早急な対応により、使用者の安全確保に努める。また、使用申請時において使用内容を事前に確認し、安全な使用を指導する。</p> <p>イ 地域の活動の拠点として、これまでも地域のイベントの会合等で利用していただいているため、引き続き利用の周知を行う。</p> <p>また、その他、地域以外の方々にも利用していただくため、当商工会会員を通して広く周知を図る。</p> <p>ウ 使用時間以外等の利用については、原則、施設の開放は行わないが、当商工会で対応できる範囲内であれば検討し、対応する。その他、対応に苦慮する場合は、市と協議し決定する。</p> <p>エ 個人情報の保護や情報の公開については、薩摩川内市情報公開条例並びに薩摩川内市個人情報保護条例の趣旨や内容を十分に理解し、市と協議し、対応する。</p> <p>オ 商工会主催の行事を企画し、利用者増加に繋げる。</p>
(4) 組織体制	<p>ア 総括責任者</p> <p>イ 受付者、管理・運営</p>

(5) 支出計画	項 目		金額 (千円)
			令和4年度
	支 出	人件費	600
		光熱水費	326
		修繕料	50
		管理費	7
		委託料	94
合 計		1,077	

## 5 非公募による選定理由

現在も薩摩川内市商工会に管理業務委託をしており、施設について熟知している。また、薩摩川内市商工会は事務所が隣接しており、管理等を行いやすく、「勤労者の教育及び研修並びに各種会合等の用に供する」という施設の設置目的を達成するにふさわしい団体であることから、非公募とするものである。

## 6 選定経過の概要

(1) 選定委員会開催日	令和4年1月31日(月)
(2) 選定委員	商工観光部長、財産活用推進課長、経済政策課長、利用者代表(1名)、地元代表者(1名)、有識者(1名) 計6名
(3) 応募団体数	ア①民間事業者__ ②NPO法人__ ③出資法人__ ④その他__1 イ①市内事業者__1 ②市外事業者__ ③県外業者__ 計1者
(4) 選定の理由	選定委員会において、事業計画書の内容、事業の収支計画、その他について総合的な審査を行った結果、合格基準点(360点)を上回り、また、適切な管理運営が期待できることが見込まれるため、薩摩川内市商工会を指定管理者の候補者として選定した。
(5) 採点結果表	別紙のとおり

## 採点結果表

審査項目	配点	薩摩川内市 商工会
1 事業計画書による施設の運営が、市民の安全と平等利用の確保を図るものであるか。		
管理経営にふさわしい団体の基本方針であるか。公平、公正性が確保され、特定の団体等を優遇する可能性はないか。	120	84
計	<b>120</b>	<b>84</b>
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮し、使用者のサービスの向上が図られるか。		
使用者ニーズの把握と業務への反映方法、トラブル防止、苦情等の対応方法はあるか。	60	38
使用促進、使用者増を図る計画はあるか。	60	38
計	<b>120</b>	<b>76</b>
3 施設の管理経費の縮減が図られているか。		
経費の縮減は図られているか、内容は適切か、また縮減の見込みはあるか。	120	72
計	<b>120</b>	<b>72</b>
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有しているか。		
市内に事業所等を有しているか。	60	44
職員配置において、勤務体制に無理はないか。	60	40
緊急時（防犯・防災等）の対応の対策等を定めているか。	60	38
計	<b>180</b>	<b>122</b>
5 その他		
地域との連携が図られているか。	60	42
計	<b>60</b>	<b>42</b>
合計	<b>600</b>	<b>396</b>